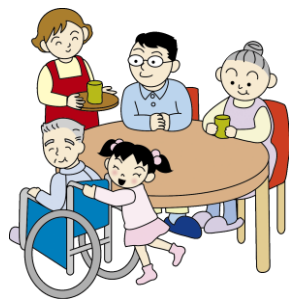


安平町まちづくり基本条例

(最終案：答申用)

平成 24 年 11 月 20 日現在



安平町
A B I R A

安平町まちづくり基本条例 目次

| | |
|-------------------------|-----------|
| 条例の骨子 | 3 |
| 条例の構造 | 5 |
| 前 文 | 6 |
| 第1章 総則 | 8 |
| 第1条 目 的 | |
| 第2条 最高規範性 | |
| 第3条 定 義 | |
| 第4条 まちづくりの基本理念と基本原則 | |
| 第2章 情報の公開と共有 | 11 |
| 第5条 情報公開 | |
| 第6条 情報提供と情報発信 | |
| 第7条 説明責任 | |
| 第8条 選挙広報の発行 | |
| 第9条 会議、審議会等の公開 | |
| 第10条 個人情報保護 | |
| 第3章 町民参画の推進 | 15 |
| 第11条 町民参画の権利と責任 | |
| 第12条 参画機会の保障と広聴制度 | |
| 第13条 住民投票制度 | |
| 第14条 行政手続 | |
| 第15条 パブリックコメント | |
| 第4章 協働と連携協力（重点化） | 20 |
| 第16条 コミュニティにおける町民の役割 | |
| 第17条 参加と協働 | |
| 第18条 自治会、町内会との連携 | |
| 第19条 地域活動団体との連携 | |
| 第20条 地域間連携 | |
| 第21条 国、道及び自治体等との連携 | |

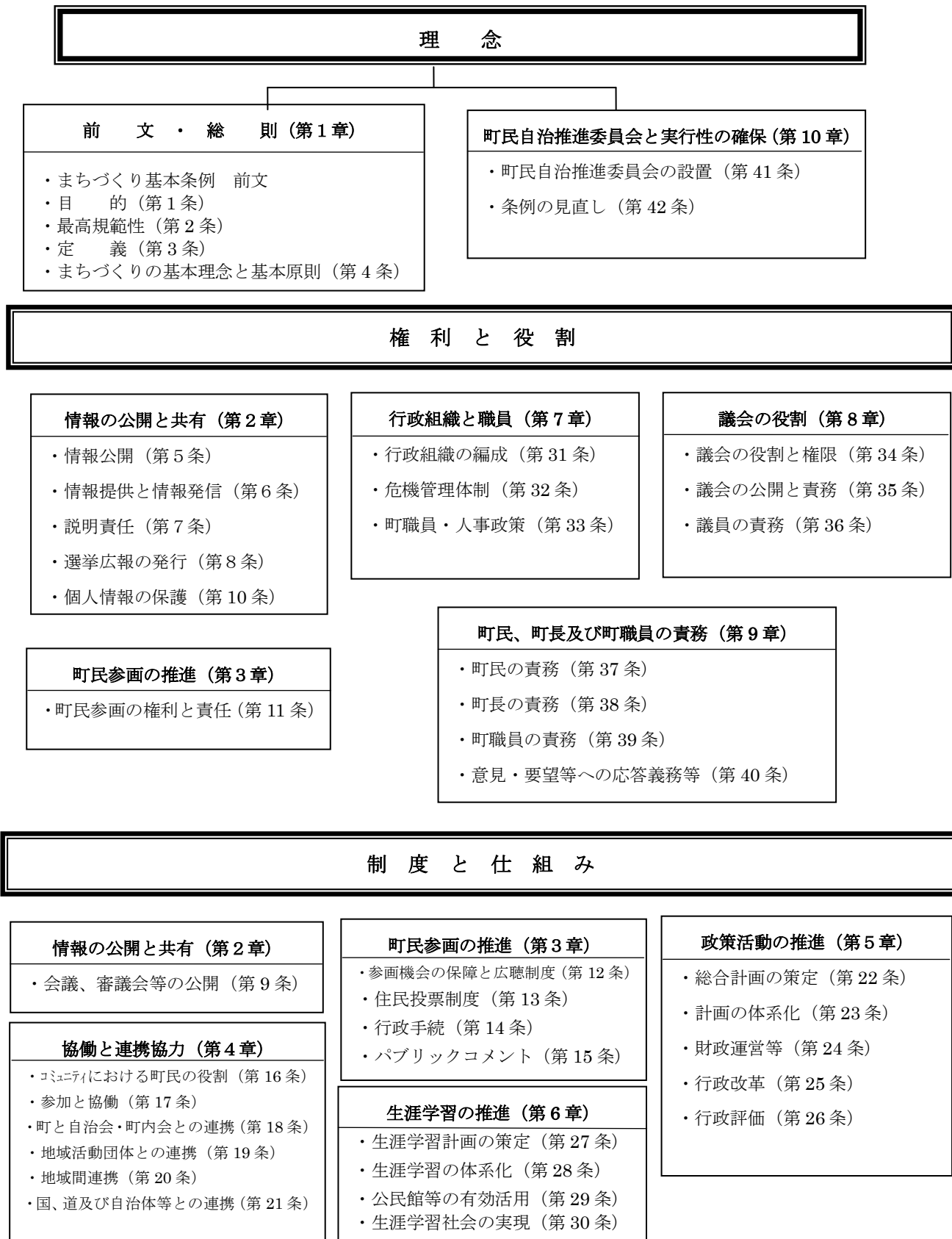
| | |
|--|-----------|
| 第5章 政策活動の推進（重点化） | 25 |
| 第22条 総合計画の策定 | |
| 第23条 計画の体系化 | |
| 第24条 財政運営等 | |
| 第25条 行政改革 | |
| 第26条 行政評価 | |
| 第6章 生涯学習の推進（重点化） | 30 |
| 第27条 生涯学習計画の策定 | |
| 第28条 生涯学習の体系化 | |
| 第29条 公民館等の有効活用 | |
| 第30条 生涯学習社会の実現 | |
| 第7章 行政組織と職員 | 33 |
| 第31条 行政組織の編成 | |
| 第32条 危機管理体制 | |
| 第33条 職員、人事政策 | |
| 第8章 議会の役割 | 36 |
| 第34条 議会の役割と権限 | |
| 第35条 議会の公開と責務 | |
| 第36条 議員の責務 | |
| 第9章 町民、町長、及び町職員の責務 | 39 |
| 第37条 町民の責務 | |
| 第38条 町長の責務 | |
| 第39条 町職員の責務 | |
| 第40条 意見、要望、苦情等への応答義務等 | |
| 第10章 町民自治推進委員会と実行性の確保 | 43 |
| 第41条 町民自治推進委員会の設置 | |
| 第42条 条例の見直し | |

条例の骨子

| 条 項 | 内 容 |
|----------------------------|--|
| 前 文 | <p>◇条例制定の由来・目的などを明らかにして、条例が目指すところを明らかにしています</p> <p>◇町民主権、町民がまちづくりの主体、公共思想の普及、町民が主体的に行動することなど、真に地域主権が目指すところを共通認識するため設けています。</p> |
| 第1章 総 則 (第1条～第4条) | <p>◇この章では、条例の目的、用語の定義とともに、前文の将来像をより具体的な表現として、まちづくり基本条例の基本的な理念について規定しています。</p> <p>◇安平町として本条例が「まちづくりの基本」となる意味で、自治実現の基本条例として、また、自治の本旨を側面から支える最高規範の条例として規定しています。</p> |
| 第2章 情報の公開と共有 (第5条～第10条) | <p>◇情報については、共有の財産として町民と公共が相互に利用すべきです。そこで、この章ではこれら情報公開や情報提供にかかる基本的な事項、及び選挙広報の発行について規定しています。</p> |
| 第3章 町民参画の推進 (第11条～第15条) | <p>◇町民参画については、町民の知る権利の保障と参加により、町政に対する理解と信頼を深めることで、「参加から参画」へと進んでいくものです。そこで、合併後取り組んできた「広聴制度」や「住民投票制度」、「行政手続き」、「パブリックコメント制度」などの位置付けを規定しています。</p> |
| 第4章 協働と連携協力 (第16条～第21条) | <p>◇協働と連携協力については、「地域における人と人との繋がり」が最も大切と考えます。そこで、各地域で培われてきた様々な活動や交流の文化を安平全域に浸透させるため、「町の役割」「地域の役割」「団体の役割」などの共通認識を図りながら、地域づくりの中心となる自治会・町内会との連携を図るために、町及び町職員が地域とどのように関わるべきなのかを明らかにしています。</p> |
| 第5章 政策活動の推進 (第22条～第26条) | <p>◇地方分権を進めるにあたり、行政の政策活動の根幹となる「総合計画（基本構想・基本計画）」の策定の根拠と「個別の計画」の位置づけを明らかにしています。また、財政的な裏づけとなる財政運営等を明らかにする「財政計画」、まちづくりの大きな柱である「行政改革」「行政評価」の位置</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>づけなど、これまで安平町として各課において個別に取り組んできた計画の位置づけや体系化を図ることにより、共通理解によるまちづくりを進めます。</p> |
| <p>第6章 生涯学習の推進 (第27条～第30条)</p> | <p>◇乳幼児から高齢者まで、あらゆる年代の人達が生涯にわたって主体的に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会の実現に向けた基本的な事項について規定しています。</p> <p>◇生涯学習及び社会教育活動の拠点となる公民館等の環境整備の必要性について規定しています。</p> |
| <p>第7章 行政組織と職員 (第31条～第33条)</p> | <p>◇行政組織の改革については、将来課題とビジョンを共有した中で行っていく必要性について規定しています。また、危機管理については、これまで防災計画やハザードマップ等の自然災害（風雨・地震・火災）のみならず、人や家畜、動物に対する伝染病、長時間停電など、危機管理対策の基本的な事項について規定しています。</p> <p>◇人事行政の運営状況の公表については、職員を資源と捉え、将来にわたりどのような考え方で人事（採用・異動）を政策として行うのかなど、基本的な考え方を規定しています。</p> |
| <p>第8章 議会の役割 (第34条～第36条)</p> | <p>◇議会として町民の意思が町政に反映されるよう、多くの町民の声を聞くとともに、議員活動の公開や議員同士による議論の促進などの必要性について規定しています。</p> |
| <p>第9章 町民、町長、及び町職員の責務 (第37条～第40条)</p> | <p>◇町民、町長、町職員の責務については、まちづくりを進めていく上で必要となる基本的な責務について規定しています。</p> <p>◇町民からの意見、要望、苦情等に対する対応について、誠実、かつ、的確な説明・応答義務について規定しています。</p> |
| <p>第10章 町民自治推進委員会と実行性の確保 (第41条～第42条)</p> | <p>◇町民自治推進委員会の設置については、本条例を「育てる条例」と位置付け、条例改正等を審議する委員会として規定しています。</p> |
| <p>附 則</p> | <p>◇まちづくり基本条例の施行日については、条例の公布の日から起算して1年を超えない範囲内で規則で定めることとしています。</p> |

条例の構造



まちづくり基本条例 前文

私たちは、北から南へと清流あびら川に沿い、広大な自然と実り豊かな大地に抱かれ、農業・酪農・鉄道が融合したまちとして発展し、住み良い自然環境と交通の利便性を享受しながら、健康的で快適な暮らしを営んでいる安平町の町民です。

私たちは、先人の弛まぬ努力と英知によって開墾し興した生業なりわいの地に歴史を刻み、培われた風土と文化を受け継ぎ、新しい時代の進路を切り拓き、いつまでも住み続けられる自立した地域として、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

そのため、私たちが自治の主役として、自らの責任において主体的に考え積極的に行政に参加するとともに、「町民一人ひとりが夢を育むまち」、「明るく笑顔が広がる安全安心なまち」、「すべての福祉のために支え合うまち」、「生涯学習を推進し人権を尊重するまち」、「文化を育み心豊かに暮らすまち」、「のどかな住環境を未来のこどもに引継ぐまち」を目指していきます。

私たちは、こうしたまちづくりを実現するため、町民の権利と義務を明らかにし、すべての町民が互いに力を合わせ自分の役割を果たすための最高規範として「安平町まちづくり基本条例」を制定します。

【まちづくり基本条例を制定する理由】

平成 12 年に地方分権一括法が施行され、市町村の位置付けが、それまでの国の下請け機関的なものから、国及び都道府県と対等な「地方の政府」へと大きく変化するなど、近年、全国各地の自治体で地方分権改革が進展してきました。

安平町ではこうした地方分権の時代にあって、地域課題への対応について、誰がどのような役割を担い、どのような方法でまちづくりを進めていくかなど、具体的な自治の仕組みや基本ルールをつくることが必要となり、「まちづくり基本条例」の策定作業に着手しました。

【前文の解説】

前文は、この条例の制定にあたっての趣旨を明らかにするため、憲法と同様に設けることとしましたが、安平町では「町民憲章」を制定していないことから、これまで旧町の「町民憲章」が示していた町が目指すまちづくりの願いを「表徴」する役割も合わせ持たせています。

また、前文では、旧町がこれまで歩んできた歴史と雄大な自然の中で開拓してきた先人たちから受け継いだ地域特性（農業・酪農・軽種馬産地・鉄道文化・交通の要衝・チーズ発祥の地）を継承・発展させ、新たな安平町の風土として、知恵や文化を後世に語り伝え「人と人が繋がりを持ち、生涯にわたり生き生きと暮らすことができる地域社会の実現」とともに、自然豊かな「循環型社会」の実現を目指し、身近なエコ活動の推進や自然環境を守る意識の醸成を図るなど、豊かな住環境を次の世代に引き継いでいくために必要となる「まちづくりの願い」を述べています。

さらに、前文では、それぞれの地域性や人権を尊重しつつ、お互いが敬愛し合えるまちを目指すとともに、一人ひとりの町民が情報共有のもと、自治の主役として、自らの責任において主体的に考え、積極的に行動することで、町民と議会と町が相互に補完し合いながら協働によるまちづくりを推進していくための「まちづくりの使命」や「まちづくりの理念」など、安平町が未来永劫栄えていくために必要となる基本的な考え方を述べています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、安平町(以下「町」という。)における最高規範として、まちづくりの基本原則を明らかにするとともに、町民、町議会、町及び町職員の責務並びに町政運営の原則を定め、町民自ら考え行動する町民自治の実現を目的とします。

【解説】

- ◆まちづくりの主役である「町民」と「議会」、「町」、「町職員」が、それぞれまちづくりのために果たす役割と責任をあきらかにすることにより、町民が主体となって安平町の目指すまちづくりの実現を図ることを、この条例の制定目的としています。
- ◆基本条例制定後にその理念を具現化する基幹的な制度を着実に進めることにより、まちづくり基本条例を「生きた条例」にすることができるかが課題であると同時に目的となります。

(最高規範性)

第2条 この条例は、町政運営における最高規範であり、町及び議会は、他の条例、規則等の制定並びに条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図ります。

【解説】

- ◆安平町が制定する「まちづくり基本条例」は、安平町の町政運営に関する最も基本的なことを定める最高規範の条例として定めるものです。よって、この「まちづくり基本条例」の内容を最大限尊重する姿勢により、他の条例の上位にあるものとして、町の憲法的な存在として位置付けるものです。

(定義)

第3条 この条例の用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人、活動する人、町内で事業を営むものをいいます。
- (2) 町 町の執行機関となる町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) コミュニティ 自主性と責任を自覚した人々が、問題意識を共有するもの同士で自発的に結びつき、ニーズや課題に能動的に対応する人と人の繋がり全体をいいます。
- (4) 参画 町の政策の企画、立案、実施及び評価の各段階に、町民が主体的に参加して関わることをいいます。
- (5) 協働 町民、議会、町がお互いの信頼関係に基づき、それぞれ果たすべき役割と責任を持って、対等の立場で公共を支えあい、地域社会の発展に取り組むことをいいます。

【解説】

- ◆この条の「定義」については、用語の意味について解釈に誤解が生じないように、この言葉はこのような意味で使いますということを規定しています。
- ◆「町」とは、通常、町の執行機関に限定せずに「議会」を含めますが、町民にわかりやすい条例という意味から、「町」は「町の執行機関」という意味で使用するとともに、第1章「総則」や第8章「議会の役割」など、議会について規定する場合においては、「町議会」、「議会」として「町（町の執行機関）」と区別して使用しています。
- ◆「コミュニティ」については、安平町のまちづくり基本条例の中でも重要となる部分となり、主に第4章「協働と連携協力」の中で使用していますが、コミュニティの中でも、地域社会の現地住民が集団の構成要素であるコミュニティを特に「地域コミュニティ」といいます。また、特定の地域問題において社会貢献を目指すNPOや市民グループなどを「テーマ型コミュニティ」としています。

(まちづくりの基本理念と基本原則)

第4条 私たちのまちづくりは、次に掲げる基本理念と基本原則に基づいて推進します。

- (1) 町民が暮らしやすいまちにするため、情報の公開と情報の共有を図ります。
- (2) 町民の行動や団体の活動を活発にするため、町民参画の権利と責任を明らかにします。
- (3) 人と人の絆を育てるため、協働と連携の仕組みを築いていきます。
- (4) 次世代にまちづくりを引継いでいくため、行政の政策活動の透明化とともに、議会の役割と責務、町民、町長及び職員の責務を明らかにします。
- (5) 子どもから高齢者まで全ての町民が安心して暮らせるとともに、人々が健康で生き活きと輝いた人生を送ることができる生涯学習社会の実現を図ります。

【解 説】

◆まちづくりの基本理念については、第1条の目的を支える理念を明確にするとともに、前文で整理したまちづくりの将来的な姿を、より具体的な形（※基本原則を含む）として表すもので、安平町が目指すまちづくりの方向性を「安平町らしさ」として象徴する内容として規定しています。

第2章 情報の公開と共有

(情報公開)

第5条 町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有し、町は、この精神に立って情報公開制度の適正な運用を図ります。

2 町は、町民の知る権利を保障し、参画と協働によるまちづくりを推進するため、町政の政策決定過程や業務内容や事業の予算化に関する情報を町民に提供し、町民との情報の共有を図ります。

【解説】

◆町は、公正で開かれた町政・町民参画と協働によるまちづくりを進めるため、町民が役場の仕事の情報提供を受ける権利（知る権利・取得する権利）を保障するとともに、町職員が職務上作成し、又は取得した情報を積極的に公開し、情報共有を図ることを定めています。

◆町では、これらの取扱いを確実なものにするため、「安平町情報公開条例」並びに「安平町情報公開条例施行規則」を平成18年3月に制定し、その適正な運用に努めています。

◆町は、まちづくりに関する情報を正確、かつ、適正に収集・提供できるよう「文書管理システム」を見直すなど、さらなる情報の整理、保存に努めていきます。

◆町は、出資や財政上の援助、事務の委託、又は職員を派遣している団体に対しては、必要に応じて、当該団体の会計及び運営等に関する情報の開示を求めることができ、また、町民は町に対しそれを請求できる。出資法人等の情報公開については「安平町情報公開条例」で規定されています。

(参考：情報公開条例第1条)

この条例は、町民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、町政に関する情報の共有化に関して必要な事項を定めることにより、町民の知る権利を保障するとともに、町の説明責任を明らかにし、町民参加による開かれた町政を一層推進し、もって地方自治の本旨に即した町政の発展に寄与することを目的とする。

(情報提供と情報発信)

- 第6条 町がまちづくりに関する情報を提供するときは、情報が町民の貴重な財産という認識に立ち、町の保有する情報を積極的に公開し、町民がわかりやすく、迅速で容易に入手できるように努めます。
- 2 町は、まちづくりに関し町民の理解を得るため、様々な手段を活用した情報提供の充実に努めます。
 - 3 町が町民に発信する情報については、最大限町広報紙に集約するとともに、情報提供の内容及び情報量などの適正化を図るため、民意を最大限反映させるよう努めます。
 - 4 町は、町内外に町の魅力を強くアピールするため、様々な手段を活用した情報発信の充実に努めます。

【解 説】

- ◆情報提供に係る基本的な事項については、第5条「情報公開」の解説と同じ趣旨となっています。

- ◆安平町では、町政に関する町民の公正な判断と理解を深める情報紙として配布する安平町広報紙を発行していますが、本条において情報提供の手段や方法などについて規定しています

- ◆情報提供の内容、及び情報量などの適正化を図るため重要となる「民意の反映手法」については、広報モニターに限らず様々な方法による把握に努めます。

- ◆広報紙の配付方法や目次を付けるなど、町民にわかりやすい広報紙する工夫を講じていきます。

- ◆町では、「町広報紙発行規則」を平成18年3月に制定し、町政に関する町民の公正な判断と理解を深める情報紙として配布する安平町広報紙の発行について必要な事項を定めています。

(説明責任)

第7条 町は、町の仕事の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有します。

【解 説】

◆町の説明責任については、情報共有に基づく協働のまちづくりを進めるうえで、情報の提供とともに、分かりやすく説明（機会の設定）する責任を規定しています。

(選挙広報の発行)

第8条 町長及び議員の候補者は、選挙にあたり、政策判断ができるよう町政に関する自らの考え方を選挙広報等を通じて町民に示すよう努めます。

2 前項の基づき発行する選挙広報等に関して必要な事項については、別に定めます。

【解 説】

◆町長及び議員の候補者は、選挙にあたり、政策判断ができるよう町政に関する自らの考え方を「選挙広報等」を通じて町民に示すことが、これからの地方自治体の選挙ではとても大切なことから、各候補者の努力規定として設けるものです。なお、「選挙広報等」の発行に関する規程を含めた詳細については、町選挙管理委員会で検討を進めていきます。

(会議、審議会等の公開)

第9条 町は、委員会、審議会、審査会その他の附属機関やこれに類するものの会議は、行政に対する信頼性と透明性を高めるため、原則として町民に公開します。ただし、公開できない場合にはその理由を公表します。

【解 説】

◆町では、情報公開の趣旨を踏まえ、各種委員会、審議会、審査会などの会議については、行政に対する信頼性と透明性を高めるため、町民の求めにより原則公開としますが、コスト面から会議のインターネット配信については、議会中継に限定しています。なお、傍聴が予定される会議、審議会等の開催日時については、町民が傍聴及び参加可能な時間に配慮することとします。

◆町が開く会議、審議会等のうち、安平町情報公開条例第7条に規定されています「法令又は他の条例の規定により公開できないもの」をはじめとする「公文書の非公開情報」の内容を含む議題を審議する場合には、非公開とすることとしています。

(個人情報保護)

第10条 町は、個人情報を保護し、漏えいを防止します。

2 町は、町民から自己に関する個人情報の開示、訂正及び削除の請求が行われた場合は、正当な理由がない限り、これに応じるものとします。

【解 説】

◆町が保有する情報の公開(第5条)を保障する一方で、町民の基本的な人権を守り、信頼される町政を運営するため、町が保有する個人情報の適正な利用と管理を進めることについて規定しています。

◆町では、これらの取扱いを確実なものにするため、「安平町個人情報保護条例」並びに「安平町個人情報保護条例施行規則」を平成18年3月に制定し、その適正な運用に努めています。

(参考：個人情報保護条例第1条)

この条例は、町が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、町民の基本的な人権の擁護及び民主的な町政の推進に資することを目的とする。

第3章 町民参画の推進

(町民参画の権利と責任)

第11条 町民は、年齢、性別、国籍の違い、しょうがいの有無にかかわらず、まちづくりに関する情報を知る権利、行政サービスを等しく受ける権利、まちづくりに参画し意見を述べる権利を有します。

2 町民は、まちづくりへの参画に関して町民が主役としての責任と役割を自覚し、積極的な参画に努めるとともに、その活動において責任ある発言と行動を心がけます。

3 町民は、いつまでも安心して住み続けられるまちづくりのため、地域環境に配慮しながら、人々の繋がりを大切にして、地域発展に資する活動や在町外国人との交流をはじめ多角的な国際交流活動を心がけます。

【解説】

◆町民参画の権利と責任については、地方分権社会にあって基本的な事項であり、町民がまちづくりの主体（主役）となって、まちづくりに参画する権利を保障すると同時に、町民参加・参画を積極的に進めることを規定します。

なお、本条で規定する「町民」については、第3条の定義で規定した「町民」の中でも、特に「町内に住所を有する人」を対象に規定した内容となっています。

◆町では、町民参画を積極的に進める前提条件として、「説明責任（第7条）」の規定に基づき、保有する情報をわかりやすく説明する責任がある一方で、町政に参画する町民も、「町民の責務（第37条）」の規定に基づき、自らの発言、及び行動に責任を持つことを規定しています。

◆町民がまちづくりに参画するにあたり期待される「気持ちの持ち方」や「自発的な交流活動」などの考え方を示しています。

◆行政サービスとは、一般的に官公庁や地方自治体などが、国民や住民に提供する各種サービスのこと。戸籍などの手続き、年金、子育て支援、福祉、ゴミ処理や公共施設の運営など、行政が提供しているサービス全般のことをいいます。なお、民間に委託している公共サービスも通常、行政サービスとして含めています。

(参画機会の保障と広聴制度)

第 12 条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例等の策定、改廃の過程において、町民参画の機会を保障するよう努めます。

2 町は、町民の意見を政策に反映させるため、重要施策等の実施にあたっては事前に説明の機会を設けるとともに、町民自らの意見を表明する機会を設けます。

3 町は、町民の意見を幅広く聴取するため、地域におけるまちづくり懇談会や住民からの提案、意見、相談、苦情、照会（手紙、電子メールなど）の制度化により、幅広い意見聴取に努めるとともに、政策に反映させる責務を負います。

【解 説】

◆町が政策を実施するにあたり、様々な形で町民の意見を聴き政策に反映させる仕組みが重要となっており、自由・平等な立場で参画できる機会を保障する規定となっています。

◆第 2 項の「重要施策等の実施」とは、安平町が基本計画・基本方針等、町民生活又は事業活動に直接、かつ、重大な影響を与える「計画の策定、事業の実施、条例の制定及び改廃」を行うことをいい、その場合には、事前に説明の機会を設けることを規定しています。（※第 15 条第 2 項で規定する「重要施策等」と同じ意味）

◆広聴制度については、これまでも「まちづくり懇談会」や「住民提案制度」により行ってきましたが、「少数の町民の声」や「より多くの町民の声」を聴くため、「どのような時」に「どのような方法」で行うかなどの枠組みが必要となっていることから、具体的な広聴制度については、体系化により職員の共通理解を深めるとともに、個々の取組を充実させていくこととします。

◆まちづくり委員のように、町政の基本的な事項を定める計画等の策定過程に関わる委員については、公募による委員を含めるよう配慮します。

◆電子メール：E メール（イーメール、electronic mail、略して e-mail、メール）は、コンピュータネットワークを使用してメッセージを交換する手段のことをいいます。

(住民投票制度)

第 13 条 町長は、町に関わる重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 町内に住所を有する年齢満 18 歳以上の者（永住外国人を含む）は、町政に関する重要事項について、その 6 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から町長に対して住民投票の実施を請求することができます。

3 議会は、町政に関する重要事項について、議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成をもって住民投票を提案することができ、かつ、出席議員の過半数の賛成により、町長に対して住民投票の実施を請求することができます。

4 町長は、前 2 項による請求があったときは、住民投票を実施するものとします。

5 町民、議会、町長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

6 住民投票の実施に関する手続き、その他必要な事項については、別に条例で定めます。

【解 説】

◆住民投票制度は、これまでも多くの自治体の基本条例で定めており、町民が意思決定へ参画する社会的装置としての意義は大きなものがあることから規定するものです。

◆現在の地方自治制度においては、選挙で選ばれた町長や町議会議員が民意を反映する間接民主制を導入しており、住民投票の結果に法的拘束力を持たせることは禁止されておらず、町民参画の趣旨からも住民投票結果を町民の意思として尊重する基本的事項について規定しました。

◆本条例では、案件ごとにその都度、議会の議決を経て条例を制定し、住民投票を実施する「非常設型」の制度ではなく、重要事項について町長、住民、議会の 3 者から提案及び請求できる「常設型」としてしています。これは、住民投票が必要とされる事案が発生した場合、速やかに住民投票の実施を可能にするためです。また、住民からの請求の要件については、「住民投票の乱用の危険というきわめて低い可能性を理由に、町民に対し必要以上に過重な負担をかけたり、ハードルを高くせずに町の活性化を重視すべき」との、まちづくり委員会の意見を尊重し、合併協議会の設置の要求に必要とされる有権者数を考慮して 6 分の 1 以上とし、住民投票の請求要件と同じくしました。

◆第 2 項で規定する「永住外国人」については、「出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 条欄の永住者の在留資格を持って在留する者」として規定される「永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）」に定める「特別永住者」とします。

(行政手続)

第 14 条 町は、町民の権利利益保護を図るとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 前項に関して行う処分、行政指導と届出に関する手続については、別の条例で定めま

【解 説】

◆町は、町政の執行に伴い、町民の利害に関わる処分等を行うことがあることから、町民の権利や利益を保護するため行う処分、行政指導や手続きを透明で公正に行うことを規定しています。

◆町では、これらの取扱いを確実なものにするため、「安平町行政手続条例」並びに「安平町行政手続条例施行規則」を平成 18 年 3 月に制定し、その適正な運用に努めています。

(参考：行政手続条例第 1 条)

この条例は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 46 条の規定に基づき、法の規定が適用されない処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資することを目的とする。

(パブリックコメント)

第 15 条 町は、重要施策等の実施にあたっては、町民の意見を政策に反映させるため、事前に行う説明会、広聴制度、情報共有等を補う仕組みとしてパブリックコメント制度を推進します。

2 前項で対象とする重要施策等については、計画、個別の行政分野における施策の基本方針、町民生活及び事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に関することとし、その他パブリックコメントに関する手続きについて必要な事項については、別に条例で定めます。

3 町は、パブリックコメントにより提出された意見等の概要、提出された意見等に対する実施機関の考え方、及び計画等の案を修正したときにあつては、その修正内容を公表するものとします。

【解 説】

◆パブリックコメント制度については、既に「安平町民意見提出手続実施要綱（平成 19 年 6 月 1 日安平町訓令第 9 号）」により取り行っていますが、より重い根拠規定とするため、まちづくり基本条例で制度の推進について明記しました。

◆この安平町民意見提出手続実施要綱については、内容を精査のうえ「安平町行政手続条例（平成 18 年 3 月制定）」の一部改正、又は別条例として定めることとします。

◆「重要施策等」については、第 12 条の解説で説明済み。

(参考：町民意見提出手続実施要綱第 1 条)

この要綱は、町民意見提出手続について必要な事項を定めることにより、町的意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民の町政への積極的な参画を促進し、もって町民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

第4章 協働と連携協力（重点化）

（コミュニティにおける町民の役割）

第16条 町民は、コミュニティの繋がりを大切にするとともに、地域課題の解決と困っている人を支え合う活動に積極的に参加する役割を担います。

2 町民は、豊かな暮らしの実現のために、文化、芸術、スポーツ等を媒体として、お互いに理解し合う姿勢で協力し合い、活気あふれるコミュニティが支えるまちをつくりま

す。

【解 説】

◆安平町総合計画の柱として掲げる「活気あふれるコミュニティが支えるまち」の創造のために、地域のコミュニティの役割が重要となります。ここでは、町民が担う役割について、第3章の「町民参画の権利と責任」との整合を図りつつ、公共団体が担うことができない「ボランティア活動」や「社会貢献活動」で期待される町民の役割について規定しています。

◆第4章の中で規定している自治会・町内会などの「地域コミュニティ」やNPO団体などの「テーマ型コミュニティ」に期待される町民の役割について規定します。

(参加と協働)

第 17 条 町長は、まちづくりにおけるコミュニティの役割を認識し、その基本となる人と人の繋がりを大切にするとともに、地域の多様なニーズの解決に努めます。また、町民が自主的、主体的に取り組むことができるよう、地域住民との情報を共有し、安心して暮らすことができる持続可能な地域づくりに努めます。

2 町は、コミュニティ施策の基本的な考え方、施策を定める主要な部分である町民の組織、活動の進め方について、基本方針を別に定めます。

3 町職員は、地域住民とのコミュニケーションを図るため、地域活動に積極的に参加し対話機会の創出と地域課題の収集に努めます。

4 町職員は、自治の可能性を広げるための研鑽を積み、その成果を地域活動に際して発揮するため、地域の自主性を尊重し、地域が望む役割を担えるよう努めます。

5 町内の企業と事業者は、地域の環境に配慮し地域社会との調和を図り、安心して暮らせるまちづくりに寄与できるよう努めます。さらに、まちづくりに関するさまざまな地域活動に参加するなど、協働のまちづくりの一翼を担うよう努めます。

【解 説】

◆町民と町は、それぞれの役割と責任に基づく自主性や主体性を尊重し、お互いに協力し合いながら、地域の様々な課題解決に取り組む「協働のまちづくり」を進め、人々の繋がりが感じられ、安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを規定しています。

◆コミュニティ施策の基本的な考え方や、町民組織・活動の進め方については、総合計画等の中で基本方針を定めることを規定しています。

◆町民参加と協働のまちづくりを進めるため、町としての役割とともに、町職員が町民の立場に立ち、日常の地域生活の中において、地域を支えるサポーター（裏方役）に徹しながら、町行政と地域とをつなぐパイプ役を担うことを緩やかに規定しています。

◆町内の企業や事業者が協働のまちづくりの一翼を担い、地域のために環境保全活動などに積極的に参加することを規定しています。

(町と自治会、町内会との連携)

第 18 条 町は、自治会及び町内会（以下「自治会等」という）との連携を図るため、自治会等並びに地域に在住する町職員の自主性に基づき地域をサポートする制度を設けることができます。

- 2 前項に規定する制度に登録された職員は、地域課題の把握とともに、町が地域に対し協力の要請が必要となる事柄について説明することができます。
- 3 第 1 項に規定する制度に登録された職員は、一町民として自分が担当する地域を支えるサポーターに徹しながら、町行政と地域とをつなぐ役割を担います。

【解 説】

◆町と自治会・町内会等との連携については、町民参加と協働のまちづくりを進めるため、町職員が町民の立場に立ち、日常の地域生活の中において、自治会・町内会を支えるサポーター（裏方役・誘導役）に徹しながら、町行政と地域とをつなぐパイプ役を担うことを緩やかに規定しています。

◆町職員の自主性に基づく「地域サポート制度（仮称）」の実施にあたっては、自治会等の運営原則や規約等の改正などが必要となる場合があることから、本条項の規定との整合性を図る必要があります。

(地域活動団体との連携)

第 19 条 町は、地域課題の解決並びに地域の活性化のために行われる公益的な団体活動の支援に努めます。

2 町は、コミュニティ活動の自主性と自立性を尊重し、その公益的な活動を積極的に支援するよう努めます。

【解 説】

◆安平町が目指すまちづくりには、地域で活動している各種団体との連携とともに、そうした団体が「新しい公共」の役割の一部を担うことが不可欠と考えています。そこで、公共団体が担うことができない「ボランティア活動」や「社会貢献活動」など、地域で活動する福祉団体やNPO団体などの「テーマ型コミュニティ」に期待する役割について規定します。

◆これら団体が行う事業（取組）については、町の活性化の動きそのものであり、町として公益的活動やボランティア活動が安定して行われるよう「まちづくり支援交付金事業（仮称）」などの支援策を新たに設けるなど、地域づくりのモデルとなる事業の促進を行っていきます。

◆既存の団体や文化・スポーツサークルなどについても、個々の団体・サークル活動が円滑に進むために必要となる支援を積極的に行っていく必要があります。

(地域間連携)

第 20 条 町は、町内各地域の連携を図るため、地域の自主性を尊重しつつ、様々な地域間交流が行われるよう最大限努力します。

【解 説】

- ◆域間の連携については、早来地区（3地区）と追分地区の融合を図るため、お互いの地域を分かり合う関係や、他の地域への思いやりを大切にしている関係の構築を目指します。
- ◆地域文化の違いや地域の自主性を尊重し、安平町内の地域間ではどのような協力や連携が可能なのかについて時間をかけた議論とともに、具体的な地域間交流の取組が大切となります。

(国、道及び自治体等との連携)

第 21 条 町は、地域の共通する課題を解決するため、他の自治体や国、道と相互に連携、協力するとともに、町内の課題解決に関係する先進事例を積極的に取り込むよう努めます。

2 町は、自治体及びその自治体の住民との交流を図り、友好関係の構築に努めるとともに、町のまちづくりを町内外にアピールし、交流人口、定住人口の増加につなげるよう努力します。

【解 説】

- ◆国、北海道、他自治体との関係については、過疎化・人口減少・雇用問題など、地域の共通する課題解決に向けた連携により取組んでいくことを規定しています。
- ◆国内の自治体との交流を図ることにより友好関係の構築や先進事例を積極的に取組むとともに、過疎対策として移住・定住の取組を町内外へアピールすることにより、町民が安平町のまちづくりに自信と誇りを持てるよう取組んでいきます。
- ◆町が地域の課題を解決するため、町の優れた政策を考え国や道に政策提案するとともに、新たな補助制度の活用等により、町の交流人口・定住人口の増加を図ることが重要となります。

第5章 政策活動の推進（重点化）

（総合計画の策定）

第22条 町は、総合的かつ計画的にまちづくりを行うため、この条例の目的や基本原則を尊重し、基本構想とこれを実現するための基本計画及び実施計画で構成される「安平町総合計画（以下「総合計画」という。）」を策定します。

2 前項に規定する総合計画の計画期間については、基本構想は10年、基本計画は5年、実施計画は3年とし、実施計画は、毎年見直します。

【解説】

- ◆安平町の総合計画の策定については、これまで地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項)に定められる基本構想とこれを実現するための基本計画、実施計画として策定してきましたが、地方分権改革推進計画に基づく、市町村基本構想の策定義務の廃止、又は努力義務化への見直しに伴い、安平町としての策定根拠として規定するものです。
- ◆町は、長期的な展望に立ち、総合的で計画的な町政運営を進めるための最上位計画として総合計画を策定し、総合計画の構成と計画期間は、「基本構想（10年）」「基本計画（5年）」「実施計画（3か年ローリング）」と規定しています。
- ◆総合計画が町の最上位計画であり、基本構想の策定に当たっては、町民のニーズや幸福度などを把握することを目的としたアンケート調査を実施し策定することとします。
- ◆「参画機会の保障と広聴制度」（第12条）及び「パブリックコメント」（第15条）の規定に基づき、町民の様々な意向を反映した計画の作成、変更を行うため、事前に計画の内容を公表するとともに、審議会等の開催や事前説明会を行うこととします。

(計画の体系化)

第 23 条 町は、町の基本となる計画の策定やその進行管理をする場合には、前条に規定する総合計画との整合性を図ります。

2 町が行う政策、施策や事業は、法令の規定によるものや緊急を要するもののほか、総合計画に根拠を置くものとします。なお、政策等の実施にあたっては、目標を設定するなど、わかりやすい実施計画の策定と執行に努めます。

【解 説】

◆個別計画を策定及び進行管理を進める際には、法律の定めによる計画、及び町独自の計画の如何を問わず、安平町の最上位計画である総合計画と整合性を図ることを規定しています。

◆これまで町が策定してきた安平町の個別計画（過疎計画、都市計画、国土利用計画、保健福祉計画、農業振興計画、地域情報化計画、生涯学習計画など）の改正や、新たに計画等を策定するにあたっては、町として全体的な計画の整合性や体系を把握することが大切となるため、総合計画を最上位計画と位置付けた個別計画の体系化とともに、総合計画実施計画（3か年ローリング）の実施にあたり目標を設定するなど、実行性の確保を図っていきます。

(財政運営等)

第 24 条 町は、財源を効率的、効果的に活用し、自主自立可能な財政運営を図るため総合計画に基づく財政計画を策定し、それに基づく予算編成と予算執行により健全な財政運営に努めます。

2 町が保有する財産の適正な管理に努めるとともに、財政運営状況をわかりやすく公表します。

3 町は、公平、公正で効率的な財政運営を確保するため、必要に応じ専門性と独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施するものとします。

【解 説】

◆安平町が将来にわたり自主的、自立的な財政運営を行うため、総合計画に基づいた事業実施と自主財源の確保や行財政改革による無駄のない予算執行を行うため、これまで同様「中期財政計画」を策定し、財政の健全化を図ります。

◆町有財産の適正な管理および財政計画に基づく予算執行にあたっては、町民に「町の財政状況」や「わかりやすい予算書」など、これまで実施してきた公表に関する根拠として規定します。

◆まちづくり委員会の中で、財政関係の外部チェック機能を果たしている議会とは別な仕組みによる外部評価（外部監査）の必要性が議論されました。これを受け、必要な事案が発生したときに外部監査を実施する規定を追加するとともに、財政運営等の外部評価についても、「行政改革（第 25 条）」及び「行政評価（第 26 条）」の取組の中で規定しています。

(行政改革)

第 25 条 町は、行政運営のあり方を見直すため、行政改革に関する計画を策定し、不断の行政改革を推進します。

2 前項に規定する行政改革については、財政削減による財政改革と行政システムの見直しによる行政改革とのバランスを図り推進します。

【解 説】

◆安平町では、これまで平成 18 年度策定した行政改革大綱及び集中改革プランにより行政改革を進めてきましたが、これら行政改革を進めるための計画の策定根拠を明確にするとともに、国の法令や北海道条例の改正などに左右されない、安平町としての改革の立ち位置を規定しています。

◆これまでの行政改革大綱及び集中改革プランを引継ぐ「第 2 次安平町行政改革プラン」を策定、推進していきます。なお、行政改革プランの策定、及び見直しにあたっては、行政改革の取組結果と積み残し案件を精査、反映させるとともに、財政削減を中心とした財政改革に偏らないよう、行政運営システムの改革を含めた見直しのバランスを図ります。

さらに、「新たな仕組み」を常に検討するなど、不断の行政改革推進していくことを規定しています。

(行政評価)

第 26 条 町は、総合計画で定めた政策等の成果及び達成度を明らかにするため、行政評価を行い、その結果を公表します。

2 町は、主要な施策や事業について町民参画のもとで客観的な行政評価を行い、その結果を公表します。

3 町は、行政評価に基づき施策等の見直しを行った結果については、総合計画の進行管理に反映させることとします。

【解 説】

◆現在安平町が導入している「行政評価システム」で対象としているもののうち、町民に身近な町の主要な施策や事業（事務事業評価レベル）については、各種行政委員会に諮るなど、町民の参画による行政評価への機会を設け、時代への適合性、必要性、効率性、有効性などを客観的に把握し、政策の充実と透明性の向上に努めます。

◆行政改革推進委員会を外部評価機関として位置付け、総合計画の実施計画に基づく事業（※評価対象とする事業費の下限設定は別途決定）の行政評価を行うとともに、その結果を公表する旨規定しています。なお、現時点では、行政評価制度が確立されていませんが、施策、事業を効果的に点検するため、行政評価制度のあり方について検討を進めていきます。

◆行政評価の実施結果については、実施計画の見直しとともに、翌年度の予算編成など、事後の町政運営に反映させることが大切になります。

第6章 生涯学習の推進（重点化）

（生涯学習計画の策定）

第27条 町は、町が掲げる教育目標を達成するため、生涯学習計画を策定します。

- 2 生涯学習計画は、総合計画を上位計画とした教育分野における個別計画として位置づけ、町の生涯学習を推進する目標と施策を明らかにします。

【解説】

- ◆安平町における生涯学習社会の実現を図るため策定する「生涯学習計画」の策定根拠、及びその位置付けを明らかにしています。
- ◆安平町では、生涯学習のまちを目指すため、生涯学習計画を策定し、乳幼児から高齢者までのあらゆる年代の人達が、生涯にわたって主体的に学習機会を選択して学ぶことができる環境整備とともに、地域全体で「地域の子」「社会の子」として子どもを見守り、支え、人生の幹を太く、たくましく育てていくこととしています。また、充実した学習活動を進めていく礎として、安全で平和な環境を整えていくことが不可欠であることから、平和な社会の形成と地域が一体となった特色ある学びの環境を築いていくため、次の4つの教育目標を定め、「豊かな心を育む学びのまちづくり」の実現を目指しています。

安平町の教育目標（平成20年4月23日制定）

1. 安全で平和な環境を創造し、夢と希望を育む教育
2. 豊かな個性と感性を伸ばし、生きる力を育む教育
3. 一人ひとりの学ぶ意欲と健康な体を育む教育
4. 子どもを家庭・学校・地域全体で育む教育

(生涯学習の体系化)

第 28 条 町は、生涯学習計画に基づく生涯学習社会の実現を図るため、家庭教育、地域教育、学校教育及び社会教育における各種事業の実施とともに、人材育成や団体育成に取り組めます。

【解 説】

- ◆「生涯学習計画」に基づく、生涯学習社会の実現のため、各分野における事業の実施と人材育成、団体育成に取り組むことを規定しています。
- ◆具体的には、町民相互の学び合いを広めるリーダーとして委嘱する「町民マスター制度」の推進や、職員による「地域をサポートする制度」の創設により、人材育成、団体育成を進めていきます。

(公民館等の有効利用)

第 29 条 町は、生涯学習及び社会教育活動の拠点となる公民館の整備とともに、学校をはじめとする教育、文化スポーツ施設が地域に開かれ、有効利用されるよう整備に努めます。

【解 説】

- ◆公民館は、生涯学習活動の拠点となる施設であり、また、多様な学習機会の提供、自主的な学習活動の支援、学習成果活用の支援、学習情報提供、学習相談などが行われる重要な施設としての役割と有効活用について規定しています。
- ◆公民館や学校をはじめとする教育・文化スポーツ施設が地域に開かれ、そして、それぞれの施設が有効に活用されるように、施設の整備充実化を推進するとともに、地域づくりに関わる活動の支援や地域連帯意識の向上を図る必要があります。

(生涯学習社会の実現)

第30条 町は、前3条を推進するにあたり、協働のまちづくりを進めるための仕組みづくりに主眼を置きながら、個人が学習し得られた知が地域社会の中で循環し、さらなる創造を生み出す生涯学習社会の実現を目指します。

【解 説】

- ◆生涯学習社会を実現するため、地域づくりは、子どもから青年、成人、女性、高齢者等、世代や性別を超えて町民全体で進めていかなければなりません。また、日常における、全ての町民の様々な活動や取組こそが地域を創っていることから、生涯学習の概念のもと全ての世代で積極的、主体的に活動する人材を育成し、活動を支援することがひいては地域づくり、まちづくりにつながると考えられます。そこで、「人づくり」と町民と行政の両者による「協働の仕組みづくり」を重点課題として掲げ、これに関わる施策に力を入れていきます。

- ◆安平町が目指す協働のまちづくりでは、学習意欲を持った人たちが集まることによって町の活力が高まり、学習をとおして町民間の連帯感が生まれ、地域の関係を再構築や、地域の教育力が高まることが期待されます。さらに、学習者がその成果を地域に還元することによって、各個人が学習し得られた「知」が社会の中で「循環」し、それがさらなる「創造」を生み出すことにより、人々が健康で生き活きと輝いた人生を送ることができる生涯学習社会の実現を図っていきます。

第7章 行政組織と職員

(行政組織の編成)

第31条 町長は、将来的な行政課題の解決を視野に入れながら、社会情勢の変化に迅速に対応するため、機能的で横断的な連携と柔軟な対応が可能となる組織体制を確立し、円滑な行政運営に努めます。

2 町長は、行政組織の新設、統廃合を行う際には、職員数の推移を考慮し、長期的な視点に立った機構改革に努めます。

3 町は、多様化する町民の行政需要に対応できる知識や能力を持った職員育成の重要性から、政策形成能力、説明能力等を高めるため自己研鑽を図る職員に対し、多様な研究機会の保障に努めます。

【解説】

◆行政組織の編成については、職員定員適正化計画との整合を図りながら、長期的な視点で取り組むための仕組みが必要となることから、行政組織体制の基本的な考え方を規定しています。

◆行政組織の新設、統廃合については、第1項の短期的な情勢変化への対応と、第2項の長期的な視点に立った改革をバランス良く行うことが重要となります。

◆行政組織を構成する職員自身が専門分野や知識を広く究めるため、自己研鑽する職員に対し、側面的に支援することにより組織力の向上を図ります。

◆第3項の「政策形成能力・説明能力等」の「等」については、読解力・使命感・倫理観に加え、法制能力・対人交渉等の能力など多岐にわたるもので、具体的には、先進地の視察、団体との交流、勉強会参加などを想定しています。よって、勤務日のみならず、土・日曜日・祝日など、勤務日以外に自己研鑽のため参加する職員に対し、休暇の付与や組織としての精神的な支えなど、側面的に支援することにより、多様な研究機会を保障することを規定しています。

(危機管理体制)

- 第32条 町は、自然災害（風雨・地震・火災）などに備え、緊急時の対応に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備し、情報の収集と町民への提供、防災訓練などを行います。
- 2 町は、人や家畜、動物に対する伝染病対策及び非常時に対応する役場庁舎機能の情報中枢機器に直接影響を及ぼす長時間停電など、様々な危機管理に対応できる体制を整備します。
- 3 町民は、災害などの発生時は、自らを守る努力をするとともに、自らの果たす役割を認識し、地域で支え合う仕組みに参加協力します。

【解 説】

- ◆町防災計画やハザードマップなどで想定される災害に備え、定期的に庁舎内の危機管理体制の整備、周知を行うとともに、町民や関係機関と連携した防災訓練（行動訓練・図上訓練）による危機管理意識の向上を図ります。

- ◆新型インフルエンザ、家畜伝染病（鳥インフルエンザ、口蹄疫）など、近年これらの感染対策の重要性が高まっており、こうした対策は世界的・全国的な問題であり、様々な広域連携のもとに対応する必要性があることから、これらの危機管理体制の整備と日頃の注意喚起徹底を図ります。

- ◆異常気象の頻度が増し、これまで以上集中豪雨や落雷が多くなることに起因した「長時間停電」についても、住民生活のみならず、危機管理体制の中核である役場庁舎機能（早来庁舎・追分庁舎）にも重大な影響を及ぼすことから、ライフラインや情報機器を含めた長期停電対策の整備充実化とともに、様々な災害等を想定した全町的な危機管理体制の整備を進めます。

- ◆町が実施する防災訓練への参加や自主防災組織設立に対する支援とともに、災害時要援護者登録制度（H22.7 開始）等、災害時に自力で避難することが困難な方を支援する善意と地域の助け合いによる「地域で支え合う」仕組みづくりへの参加促進とともに、意識啓発を図ります。

- ◆安平町は、活断層を含む「石狩低地東縁断層帯主部」の場所に存在する。こうしたことから、通常の地震対策に加え自衛隊の弾薬庫や燃料庫の被害状況等の把握による危機管理体制の強化も重要となります。（※防災計画との整合を図ります。）

(町職員・人事政策)

第 33 条 町長は、町職員を町の貴重な人的資源として捉え、町職員の計画的な採用及び将来を見据えた適正な人事配置に努めます。

2 町長は、町職員と組織の能力が最大限発揮されるよう、専門知識や処理能力を備えた町職員の人材育成とともに、適正な人事評価及び配置に努めます。

【解 説】

- ◆職員の任免・給与・勤務時間等の人事行政の運営状況の公表については条例を制定済みですが、職員を資源と捉え、将来にわたりどのような考え方で人事（採用・異動）を政策として行うのかなど、基本的な人事の考え方を規定しています。

- ◆安平町職員の年齢構成には大きな偏りがあり、職員採用数の抑制から年齢構成バランスの改善が短期間には進まない状況から、こうした改善を長期的に進めていく必要があります。（※職員の構成バランス：年齢、男女比率、専門職の数、高卒・大卒など）

- ◆職員の事務能力向上を図るため、人材育成の実施や適切な人事評価と配置について、町長の責務である旨を規定しています。

第8章 議会の役割

(議会の役割と権限)

第34条 議会は、町の意思決定機関であるとともに、町政運営を監視し、けん制する役割を有します。

- 2 議会は、同じく住民から直接選挙された町長と相互に抑制し合い、緊張関係を保つことにより、地方自治の適正な運営に努めます。
- 3 議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃等の立法の権限、予算の決定、決算の認定、財産や政策執行等に関する意思決定の権限及び行政に対する検査並びに監査請求等の権限を有します。

【解 説】

- ◆ 議会が町の政策の意思決定を行う機関であることを明記するとともに、町議会が地方自治法に基づく各種権限を有していることなど、議会に係る基本的な事項について規定しています。なお、議会改革など議会運営の細部については、「安平町議会基本条例（仮称）」により議会が規定すべきと考えます。
- ◆ 議会が、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長（執行機関）と相互にけん制し合うことにより、地方自治の適正な運営に努めなければならないことを規定しています。

(議会の公開と責務)

- 第 35 条 議会は、町民の意思が町の政策に反映されるよう、より多くの町民の意見を聞く機会を設けるとともに、原則公開とするなど、町民に開かれた議会運営に努める責務を負います。
- 2 議会は、議会の自発的な改革を促進するため、議会による政策立案など、民意を反映した活発な議会運営に努めます。
 - 3 議会は、政策提言と政策立案機能の強化を図るため、研修活動と調査活動の拡充に努めます。
 - 4 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容、及びその経過を説明するよう努めます。

【解 説】

- ◆町のみならず議会として町民の意思が町政に反映されるよう、多くの町民の声を聞く必要性とともに、議会の公開について規定しています。
なお、町民の意見を聞く機会については、次の方法を検討していく必要があります。
 - ①町民、町内団体、NPO、NGO、企業、教育機関等の市民セクターとの意見交換や政策協議の場を多様に設け、町民が議会活動に参加できるしくみ。
 - ②町民の専門的な識見等を議会の討議に反映させるしくみ。
 - ③請願及び陳情等を町民による政策提案として位置付けるしくみ。
 - ④町民の声を「議会だより」に積極的に掲載させるしくみ。

- ◆議会は、現在実施している議会中継などにより、情報の公開と共有を進め、町民参加を図るとともに、常によりよい議会を目指して改革を推進するといった基本的な責務があることを明記しています。

- ◆町の活性化は、議会の活性化によるところが大きく、地方分権に対応した自治の確立を図るためには、積極的な政策法務が求められることから、議会発議による条例提案や議員同士による活発な政策議論の促進などの必要性について明記しています。

- ◆議会及び議員の政策立案能力の強化が重要となることから、議員研修機会の充実と各種調査活動の活発化について明記しています。

(議員の責務)

- 第 36 条 議員は、町民の代表者として自覚と責任を持ち、町民の信託に応えるため、議員同士の議論に基づく政策提言とともに、前条に規定する責務を果たすよう努めます。
- 2 議員は、言論の府、政策立案の府としての議会の本質に基づき、議員としての能力を高めるため自己研鑽等を行うとともに、議員間の自由な討議を重んじるよう努めます。
 - 3 議員は、住民の代表としての品位と名誉を保持し、政治倫理に基づいた誠実な活動と、町民全体の利益を図る責務を有します。
 - 4 議員は、町民から寄せられた要請、質問、意見に対し、誠実に対応する責務を有します。

【解 説】

- ◆議員は、町民から選ばれた代表としての自覚と責任を持ち、第 35 条で議会に対し求められた責務を果たすとともに、議員各自が「公共の実現」「自己研鑽」「誠実な活動」に努める責務があることについて規定しています。
- ◆議会としての責務と同様、町民の意思が町政に反映されるよう、多くの町民の声を聞くとともに、議員活動の公開について規定しています。
- ◆町が発展していくためには議員活動が活発に行われることが重要であり、地方分権に対応した自治の確立を図るためには、積極的な政策法務が求められることから、議員同士による議論の促進などの必要性について明記しています。
- ◆議会における議員同士の自由な討議の活発化について明記しています。

第9章 町民、町長、及び職員の責務

(町民の責務)

第37条 町民は、まちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いに尊重し、協力してまちづくりを推進する責務を有します。

2 町民は、まちづくりに参画するにあたっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとします。

3 町民は、地域における人と人との触れ合いが、個人の間人形成や、安全安心な住環境、地域文化の継承などに大きな役割を果たしていることを認識し、地域の絆を深めるように努めます。

4 町民は、行政サービスに伴う負担を分担する責務を有します。

【解 説】

◆協働のまちづくりを進めていくためには、主体となる町民のまちづくりへの参画が重要です。よって、イベントやコミュニティ活動など様々な場面で町民が主体的に参画・行動することが安平町の持続的な発展に必要不可欠であることから、これらを町民の責務として規定します。

◆安平町では、これまで「安全安心な住環境づくり」を進めるため、町民の協力により様々な活動（防犯・防災・地域文化活動など）を行っており、これらの根拠を規定します。

◆地方分権社会にあつて、地域のことは地域が主体的に担っていくことが求められており、様々な行政サービスには、住民の財政的負担や参加による負担が必要となることから、これらの責務を果たすよう努めることを規定します。

(町長の責務)

- 第 38 条 町長は、この条例の基本理念に基づき、町民の信託に応えるため、町の代表者として公正かつ誠実にまちづくりを進めます。
- 2 町長は、この条例の基本理念を実現するため、住民に潜在する優れた知恵や能力を掘り起こし、協働のまちづくりを進めます。
 - 3 町長は、町職員を指揮監督し、適正な職員配置によって多様化する町民のニーズに応えるため、人材の育成と目指す人材像を具現化し、自ら先頭に立ち協働のまちづくりを進めます。
 - 4 町長は、町民の知る権利と参加する権利を保障するとともに、政策形成、執行、評価の過程をわかりやすく説明します。
 - 5 町長は、町職員の行政運営上の違法行為等による公益の損失を防止するため、公益通報を受ける体制を整備するとともに、町職員による公益通報先の如何を問わず、その町職員に対しいかなる不利益も与えてはならない。また、通報者が通報により不利益を受けないうような適切な措置を講じる責務を負います。

【解 説】

- ◆町長は、住民から選挙で選ばれまちづくりを信託されていることから、その責務を自覚し、公正で民主的、かつ、効率的なまちづくりを推進する責務について規定します。
- ◆町長が、この条例で定める「基本理念と基本原則」を進めるにあたり、住民の知恵や能力を最大限に活かし、行政と住民との協働によるまちづくりを推進する責務について規定します。
- ◆第 7 章で規定する「行政組織の編成」による組織機構の改革と同時に、多様な町民ニーズに適切に対応するため、個々の職員が能力を発揮できる職員配置を行うとともに、協働のまちづくりのために必要となる様々な職員の人材育成に努める責務について規定します。
- ◆第 3 項で規定する「人材の育成と目指す人材像」については、「有能で、法律や契約を遵守する人材・職員の育成、及び各分野の専門スタッフの育成」を図るものです。
- ◆町長が協働のまちづくりを進めるため、本基本条例の中で規定した「政策形成・事業執行・政策評価」などを実施していくにあたり、その過程や経過をわかりやすく説明する責任があることを規定しています。
- ◆行政の信頼や透明化を図るため、公益通報を受ける体制を整備するとともに、公益通報については、町民の利益につながるものであるため、町職員が通報した際に「いかなる不利益」も与えないことを明記しています。なお、公益通報の導入にあたり、公益通報制度の体制整備、及び本制度の規定（条例・規則・要項等）の検討を本条例施行後速やかに進めていきます。

(町職員の責務)

第 39 条 職員は、その職責が町民の信託に基づくものであることを自覚し、協働の原則に基づき、自らも町民としての責務を果たすとともに、常にわかりやすい行政サービスを心がけ、誠実かつ効率的に職務を遂行します。

2 町職員は、安平町職員としての誇りと使命感を持ち職務を遂行するにあたり、次に掲げる事項を遵守する責務を負います。

(1) 町職員は、全体の奉仕者であることを自覚し公平、公正な職務を遂行するとともに、厳正な職務規律の確保に努めます。

(2) 町職員は、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識するとともに日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならないものとします。

(3) 町職員は、まちづくりの専門職として、職務に必要な知識、技能等、能力向上のため、自発的に研修に努め、専門性の向上を図るとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が図られるよう努めます。

3 町職員は、行政の執行を妨げ、町政に対する町民の信頼を損なう行為で、かつ、公益に反するおそれのある事実を確認した場合は、公益通報制度に基づいて設置された機関に通報する責務を負います。

【解 説】

◆本条では職員の基本的な責務について規定していますが、安平町として重点的に取り組む連携については、第 4 章「協働と連携協力」の中で規定しています。

◆職員は、地域主権時代に対応できる専門性が求められることから、まちづくりのプロとしての自覚を持ち、自主的な研修機会に積極的に参加すること。さらに、誠実、かつ、効率的に責務を遂行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるように努めなければなりません。

◆本条では、職員の地位の私的利用を禁じた規定としていますが、まちづくり基本条例に掲げる、町民参画による「協働と連携」のまちづくりを進めるため、町の執行機関としての役割とともに、町職員が町民の立場に立ち、日常の地域生活の中において、地域を支えるサポーター（裏方役）に徹することを期待しています。

◆本条では、職員の町政に対する町民の信頼と公益を守るため、公益通報制度に基づく通報の責務について規定しています。

(意見、要望、苦情等への応答義務等)

第40条 町は、町政に関する事項を町民にわかりやすく説明する責任があります。

- 2 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実かつ的確な応答義務を負います。
- 3 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するとともに、その対応記録を作成します。

【解 説】

- ◆町の説明責任及び応答責任については、情報共有に基づく協働のまちづくりを進めるうえで、情報の提供とともに、分かりやすい説明（機会の設定）や、町民からの意見・要望などに対する回答責任などを規定しています。
- ◆町は、意見、要望、苦情などがあったときには、町民相互の声に総合的に応答する姿勢や仕組みが重要であり、これまで実施してきた文書などによる「住民提案制度」のみならず、町民との日常会話や電話、Eメールによる応答などを含めた規定としています。
- ◆町が行う苦情等の対応について、「誠実、かつ、的確な応答義務を負う」旨の基本的な事項について規定するとともに、これに係る仕組みの説明や対応記録の作成などにより、権利や情報が守られることを明記しています。
- ◆「説明責任」については、第7条に規定していますが、それは、まちづくり基本条例の中で「説明責任」を明確に規定するものであり、本条の「応答義務等」にも密接に関係するため規定しています。

第 10 章 町民自治推進委員会と実行性の確保

(町民自治推進委員会の設置)

第 41 条 町長は、この条例に基づいたまちづくりの推進のため、町民自治推進委員会（以下「自治推進委員会」という。）を設置し、協働のまちづくりを進めます。

2 自治推進委員会は、この条例が町民、議会、行政によって遵守され、かつ、実効されているかを確認するため、町長の諮問又は自治推進委員会自ら、あるいは町民の要請により、まちづくり基本条例の運用状況について調査、審議し、この条例の適正な運用を図るものとしします。

3 自治推進委員会は、この条例の実効性を確保するため、前項に基づき行われた調査・審議の結果に基づき、この条例の改正を含めた重要事項に関する答申又は提言を行うものとしします。なお、自治推進委員会による答申、提言は原則公開します。

4 自治推進委員会は、委員 5 人で組織し、委員は一般公募を含め町民の中から町長が委嘱します。

5 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は規則で定めます。

【解 説】

◆まちづくり基本条例を「育てる条例」として位置付け、条例施行後、本条例が遵守されているか、また、実行されているかなど、「まちづくり基本条例」の運用状況を調査・審議する機関として位置付けています。また、委員については、幅広い町民の意見を取り入れることができるよう公募応募方法を含め規則の中で詳細に規定することとしています。

◆まちづくり基本条例の改正や適正運用がなされているかを調査審議するため、本委員会の基本的な役割について規定していますが、具体的な専門部会設置による事業立案や政策提言については、総合計画（実施計画）の範疇として整理していきます。

(条例の見直し)

第 42 条 町長は、社会情勢などの変化に対応するため、地方自治の推進に向けた取組を通して、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに見直し、及び検証を行い、将来にわたりこの条例を育て発展させていきます。

2 この条例の見直しについては、町長が必要に応じて、自治推進委員会に諮って行うものとします。

【解 説】

- ◆まちづくり基本条例を個別条例や基本構想の上位に位置する最高法規（規範）として、名実共に自治体の最高条例とする考え方にに基づき規定します。
- ◆現在、地方自治制度の変革の時期にあること、さらに、安平町のまちづくりの成長過程に合わせ、この条例を町民の監視の中で「育てる条例」に位置付け、5 年以内という上限の期間を定め、前条に規定する「自治推進委員会」において見直し審議を行うことにより、本条例の形骸化を防ぎます。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

【解 説】

- ◆まちづくり基本条例の中には、「別に条例・規則で定める」という規定があり、まちづくり基本条例の公布から施行日まで 1 年間の猶予を置き、この間に必要な条例の整備、各種制度の構築、庁内体制の整備、町民や団体周知徹底を図ることにより、まちづくり基本条例の実効性を確保します。